

監査報告書

令和 8 年 5 月 20 日

学校法人 清風南海学園
理事会・評議員会 御中

学校法人 清風南海学園

監 事 野 口 雅 彦 ⑩

監 事 大 瀧 信 治 ⑩

私たちは、学校法人清風南海学園の監事として、私立学校法（令和 7 年 4 月 1 日施行）第 52 条及び寄附行為第 28 条の規定に基づいて、同学校法人の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）における財産目録、計算関係書類、事業報告書及び附属明細書を含め、同学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

その方法及び結果につきまして、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は理事会等に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取して、重要な決裁書類を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査の結果

（1）事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上